

北上市告示甲第53号

北上市地域教育力向上活動費補助金交付要綱（平成27年北上市告示甲第19号）の一部を次のように改正し、令和4年度分の補助金から適用する。

令和4年5月9日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>（補助対象事業）</p> <p>第3 補助対象事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第5 補助金の額は、補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とし、同一の補助対象者へ交付する補助金の額は、<u>5万円</u>を限度とする。</p>	<p>（補助対象事業）</p> <p>第3 補助対象事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に規定する地域学校協働活動に関する事業</u></p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第5 補助金の額は、補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とし、同一の補助対象者へ交付する補助金の額は、<u>8万円</u>を限度とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	